

世田谷区環境マネジメントシステム

「E C O ステップせたがや」

運用マニュアル

(第 13 版)

発行 令和 8 年 4 月

世 田 谷 区

はじめに

世田谷区では、区の事業活動に伴う環境負荷低減と環境保全を推進するため、平成 13 年 11 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を本庁舎・総合支所庁舎・分庁舎を対象に取得し、取組みを進めてきました。また平成 14 年 7 月には、「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減など、環境負荷の低減に努めてきました。

一方で、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、世田谷区は、平成 22 年 10 月に「特定事業者」の指定を受け、区施設全体のエネルギー削減計画の策定が義務化されました。区内最大規模の事業者である区としては、率先してエネルギー使用量の削減を図る必要があります。

このような背景から、これまでの ISO14001 の成果を踏まえ、対象を拡大した独自の世田谷区環境マネジメントシステムとして「ECOステップせたがや」を構築し、平成 24 年 10 月からの試行を経て、平成 25 年 4 月から本格実施しています。

本運用マニュアルは、この「ECOステップせたがや」に基づく PDCA（計画→実施→点検→見直し）のサイクルが円滑に回るよう、その運用方法について、上位の規定や環境方針を含め、図などを用いて示したものです。

また、「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」の内容を盛り込むことで、温室効果ガスの排出削減の取組みにも繋げ、「脱炭素社会の実現」を目指す区役所の率先行動を推進します。

この「ECOステップせたがや」に全職員が一丸となって取り組むことで、区の環境配慮行動を積極的に進めていきます。

目 次

	頁
1 章 環境マネジメントシステムの基本的事項	1
1-1 位置づけ	1
1-2 対象範囲	2
1-3 推進体制	3
1-4 環境方針	6
1-5 環境方針の具体化に向けた管理	7
1-6 システムの構成	8
2 章 全庁における環境マネジメント	8
2-1 全庁の環境目的・目標、行動計画の策定	9
2-2 課・出先職場の行動計画等のとりまとめ	100
2-3 課・出先職場での取組みの支援	11
2-4 環境研修・説明会の実施	111
2-5 全庁での取組み状況の点検	13
2-6 環境関連法令*の調査	13
2-7 改善対応	14
2-8 環境監査	15
2-9 第三者評価	15
2-10 システム全体の見直し	16
3 章 課・出先職場における環境マネジメント	17
■基本的な考え方	17
■他の取組みとの調整・活用	18
3-1 環境影響調査等の実施	19
3-2 行動計画の立案・報告	20
3-3 取組みの実施	21
3-4 職場内への周知	21
3-5 環境事故への対応	21
3-6 取組み状況の点検	23
3-7 取組みの見直し	25
4 章 地球温暖化対策に関する取組み	26
4-1 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画	26
4-2 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）	29
4-3 公共施設整備	35
5 章 管理・運営委託施設、指定管理施設での取組み	37
5-1 施設運営における環境配慮の協力依頼等	37
5-2 取組み状況の点検	37
6 章 情報の管理	38
6-1 庁内での周知・情報伝達	38
6-2 取組み結果の公表	38
6-3 成果の見える化	39
6-4 ベストプラクティス・優良取組み事例	40
6-5 シンボルマークの活用	40
6-6 文書管理、記録管理	41
別表1 文書・記録等一覧	42
別表2 世田谷区役所の項目別活動量・温室効果ガス排出量（2023年度）	43

1章 環境マネジメントシステムの基本的事項

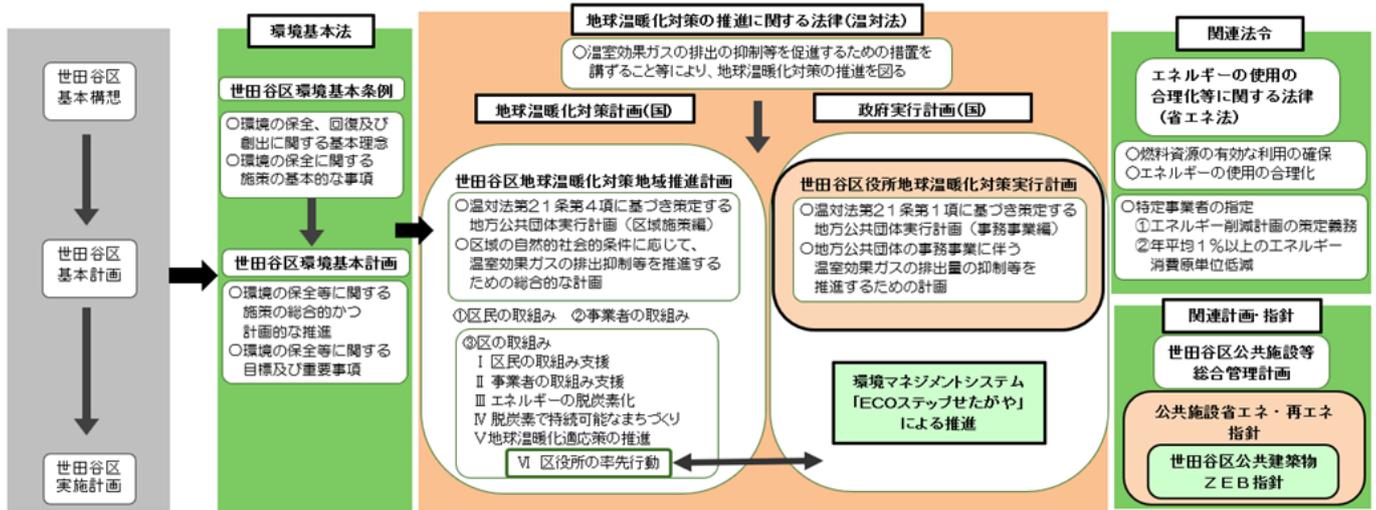
1-1 位置づけ

世田谷区役所では、環境の保全、回復及び創出のための施策や環境負荷の低減に資する取組みを率先して実施するため、「環境方針」を掲げ、『世田谷区環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」』（以下「システム」という。）を推進する。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」または「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの量の排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定め、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」である「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」を推進する。なお、「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」は、温対法第21条第4項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に該当する「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」に定める区役所の率先行動と密接に連携する。区内最大規模の事業者として、温室効果ガスの削減の取組みと、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）への適切な対応を図る。

本運用マニュアルは、システムの基本的事項並びに世田谷区の組織が行う事務事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行するためのシステムの推進手順について、必要な事項を示す。

●世田谷区環境マネジメントシステムの位置づけ



1-2 対象範囲

(1) 対象施設

原則として、世田谷区の全公共施設とする。範囲の詳細は、以下による。

●対象施設の詳細

- 区有施設のうち、区直営、管理・運営委託、指定管理者制度等により、施設のエネルギー使用量把握及びエネルギー管理が可能な施設を対象とする。
- 区有施設のうち、次の施設は、対象外とする。
 - エネルギー管理ができない施設（貸付施設等）
 - 住居、区営・区立住宅、施設の居住部分
- 区有施設のうち複合施設は、施設運営形態や建物の特徴等を踏まえ、次のとおりとする。
 - 民間建物内の区施設・・・原則的に対象とし、本システムに基づく活動を実施
 - 区建物内の民間施設・・・区が行う建物全体の取組みへの協力を依頼

(2) 対象者

対象施設内の事業活動に携わっている正規職員、会計年度任用職員及び臨時職員とする。なお、管理・運営委託事業者及び指定管理者については、システムの運営への協力を依頼する。

(3) 実績を管理する項目

①エネルギー

電気、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、LPG、天然ガス（LNG 除く）、水素

②その他

水道、廃棄物、コピー用紙、グリーン購入、自動車

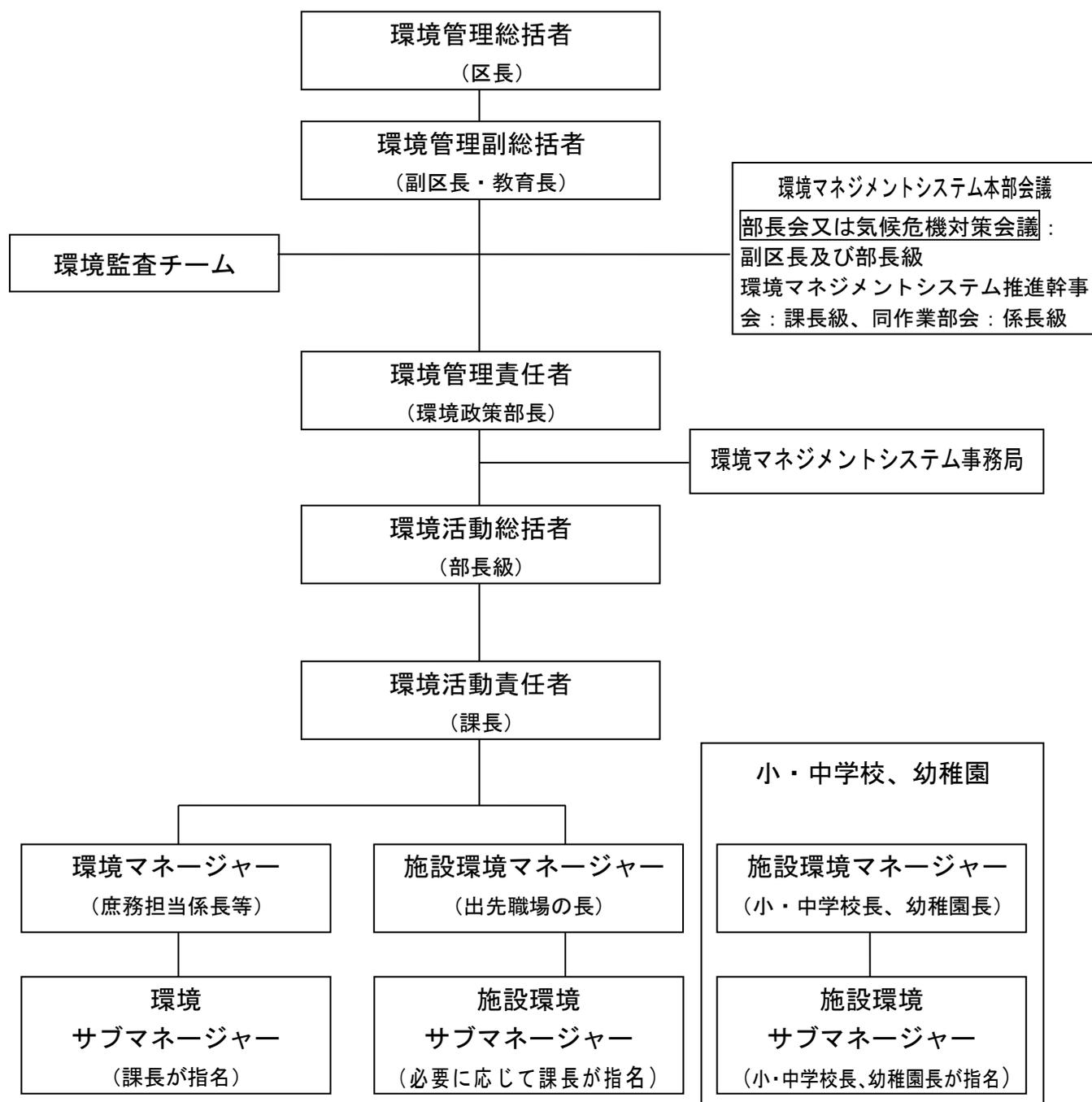
(4) 対象温室効果ガス（温対法第2条第3項）

温室効果ガス	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行など
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行など
④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコン使用（冷媒ガス漏洩含）など
⑤パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造工程など
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスなど
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造工程など

1-3 推進体制

システムの推進を図るため、推進体制を整備し、役割・責任及び権限を定める。
 また、省エネ法で選任が求められている「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」は次頁の表で示すとおりである。

●推進体制



●役割・責任・権限

全庁のシステム	環境管理総括者（区長）	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の制定 全庁のシステムの見直し
	環境管理副総括者（副区長及び教育長）	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理総括者の職務の代理 環境監査員の任命、環境監査結果の確認
	部長会又は気候危機対策会議	<ul style="list-style-type: none"> 全庁の行動計画の策定・推進 全庁におけるシステムの見直しの検討
	環境管理責任者（環境政策部長）	<ul style="list-style-type: none"> 全庁におけるシステムの整備、運営の推進 システムの運営状況等の環境管理総括者への報告、改善等のための提案 環境影響要素の特定
	環境活動総括者（部長級）	<ul style="list-style-type: none"> 全庁におけるシステム運営の推進 環境活動責任者への指示
	エネルギー管理統括者（環境政策部長）	<ul style="list-style-type: none"> 中長期計画的な計画の作成 エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用方法の改善及び監視
	エネルギー管理企画推進者（環境政策課長）	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理統括者を実務面から補佐
課のシステム	環境活動責任者（課長）	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の立案・推進 環境関連法令の遵守管理 環境マネージャー、施設環境マネージャー等への指示 課内周知 課及び出先職場の取組みの見直し
	環境マネージャー（各課庶務担当係長等）	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動責任者の補佐 課及び出先職場等の取組み結果・エネルギー使用の点検・まとめ・報告 施設間の調整 環境関連法令の情報の入手
	環境サブマネージャー（環境活動責任者による指名）	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネージャーの補佐 課及び出先職場での環境配慮活動の推進 文書・記録の作成・管理
出先職場のシステム	施設環境マネージャー（出先職場の長（小・中学校、幼稚園においては、各学校長及び幼稚園長））	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の立案・推進 出先職場における環境関連法令の遵守の管理 建物内の各施設との調整 職場内での周知 出先職場のエネルギー使用・取組み結果の点検・報告 職場の取組みの見直し
	施設環境サブマネージャー（必要に応じて環境活動責任者が指名）（小・中学校、幼稚園においては、各学校長及び幼稚園長が指名）	<ul style="list-style-type: none"> 施設環境マネージャーの補佐 職場での環境配慮活動の推進 文書・記録の作成・管理

一	職員	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮活動の実践 研修等への参加、環境学習の実施 環境監査での「自己点検」の実施
一	環境マネジメントシステム事務局（以下「事務局」という。） （事務局長は、環境政策課長）	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者、統括環境監査員の補佐 所属、出先職場のシステムの運営支援 システムの運営事務（周知・教育、環境監査、システム見直し等） 運営状況や成果等の内外への公表“見える化”、ベストプラクティス・優良取組み事例等の収集
環境監査	統括環境監査員	<ul style="list-style-type: none"> 環境監査の統括 環境監査結果の環境管理副総括者への報告
	主任環境監査員	<ul style="list-style-type: none"> 環境監査の実施
	環境監査員	<ul style="list-style-type: none"> 環境監査の実施 主任環境監査員の補佐

1-4 環境方針

環境方針は、システムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する基本理念並びに基本的方向を示すため、環境管理総括者が決定し、内外に公表する。

世田谷区 環境方針



【基本理念】

私たちのまち世田谷は、国分寺産線の緑、多摩川や野川の水辺、農地など、多様な自然環境が残された住宅都市として発展してきました。このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、将来の世代に引き継ぐとともに、新友に創造していくことは、現在に生きる私たちの責務です。

世田谷区は、低炭素社会の実現と持続可能な社会をめざし、「地球規模で考え、足元から行動する」を環境活動の起点として、地球温暖化への対策を積極的に講じるとともに、区内最大規模の事業者として、率先して環境に配慮した区政運営を行ってまいります。

【基本方針】

- 1 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 2 事業活動の全ての面にわたって、環境負荷の低減に努めます。
 - (1) 省エネルギーの継続的取組みと再生可能エネルギーの普及拡大
 - (2) ごみの発生抑制と資源の有効利用
 - (3) 自然環境や良好な景観の保全と創出（「世田谷みどり33」の推進等）
 - (4) 「グリーン購入」の推進と公用車の適切な使用による環境負荷の低減
 - (5) 区民・事業者の環境保全活動等の支援と環境教育の推進
- 3 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 4 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 5 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。



再生紙を使用しています

平成24年10月1日 世田谷区長 保坂展人

1-5 環境方針の具体化に向けた管理

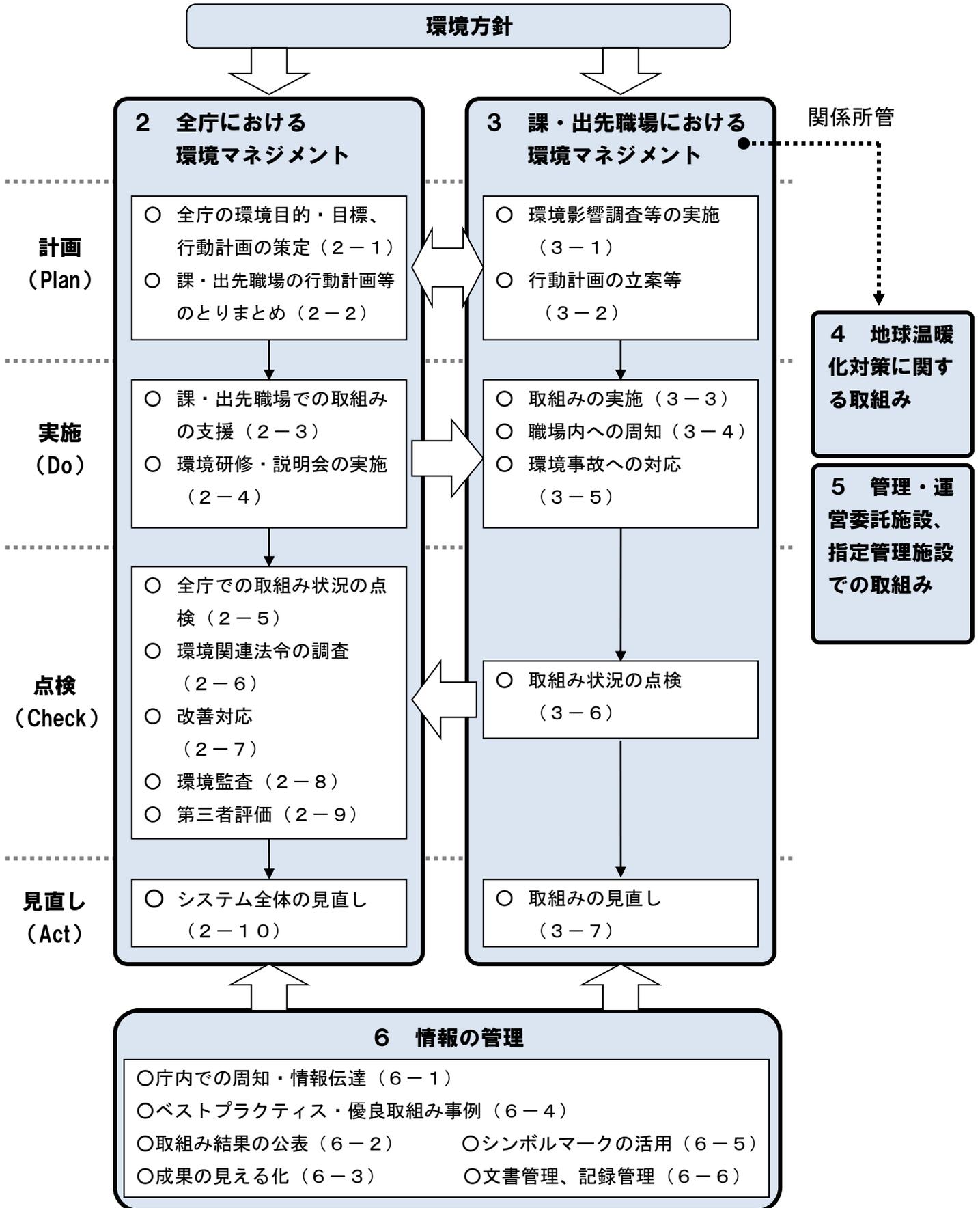
環境方針の具体化に向け、区の事業活動を通して環境に影響を与える要素を“環境影響要素”として特定し、次表のとおり各環境影響要素に即した管理を行う。

●環境影響要素とシステム上の管理手法

分野	環境影響要素	システム上の管理手法	実施主体
①職場での環境配慮行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの消費 廃棄物の排出・リサイクル 物品の調達 公用車の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査の実施 行動計画の立案・推進 取組み状況の点検 成果の見える化 「エコオフィス手順書」に基づく行動の実践 	全課 ・ 出先職場
②環境に配慮した事務事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の実施 環境関連計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響調査の実施 行動計画の立案・推進 日常業務の中での環境貢献 事務事業の効率化 	全課 ・ 出先職場
③公共施設の整備、運用による環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> 改修、改築等に合わせた省エネ設備等の導入 効率的な機器、設備の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設省エネ指針」に基づく環境配慮の推進 成果の見える化 「エコオフィス手順書」に基づく行動の実践 指定管理者、管理・運営委託事業者への要請 	関係所管
④環境関連法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法令の遵守 環境事故への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連法令の調査の実施 環境事故の未然防止、事故発生時の対応 	関係所管
⑤温室効果ガスの排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> システムに基づく、取組みの推進と全庁の環境目標の達成 	全課 ・ 出先職場

1-6 システムの構成

下記のフロー図にて、全庁の環境マネジメントの流れを示す。フロー図は、本運用マニュアルの項番に対応している。



2章 全庁における環境マネジメント

計画 (Plan)

2-1 全庁の環境目的・目標、行動計画の策定

環境管理責任者は、『温室効果ガスの排出削減』を環境目的に据え、環境目標を設定する。

また、環境管理総括者が毎年度示す取組み方針のもとで、全庁における行動計画を策定し、その取組み状況について、区議会、環境審議会等にも報告していく。

●全庁の環境目標の設定の考え方

(1) CO₂排出量削減の目標・取組み

ソフト・ハードの両面から環境負荷の低減を図り、区内最大規模の事業者として率先してCO₂排出量削減に取り組む。

① 目標設定

目標：区施設全体で令和5（2023）年度（基準年度）比

51.1%の温室効果ガス排出量削減

6.0%のエネルギー消費量削減

48.0%の炭素集約度削減

期間：令和6（2024）年度～令和12（2030）年度

基準年度：令和5年度

② 目標に向けた取組みの基本的な考え方

ア．エネルギーの脱炭素化の取組みとして、電力契約における再生可能エネルギー電力の調達や太陽光発電設備の設置を推進する。

イ．「公共施設省エネ・再エネ指針」「世田谷区公共建築物ZEB指針」に基づき、新築・改築・大規模な改修における公共建築物のZEB化、その他の改修における公共建築物の省エネ化・再生可能エネルギー設備の導入等を推進する。

ウ．省エネルギー行動の一層の推進として、各職場・職員による省エネ行動の継続を徹底し、設備の運用改善や指定管理者等との連携による省エネルギー化を推進する。

③ 評価について

目標について、当該年度の達成度を評価する。

(2) その他の省エネ・省資源にかかる項目の管理

その他、コピー用紙購入枚数、水道使用量、廃棄物廃棄量、リサイクル量、グリーン購入率、車両用燃料購入量について実績を管理する。

2-2 課・出先職場の行動計画等のとりまとめ

(1) 環境マネージャー等の任命状況把握の指示

環境管理責任者は、環境活動責任者に対し、環境マネージャー及び環境サブマネージャーの任命と、出先職場における施設環境マネージャー及び施設環境サブマネージャーの任命状況の報告を指示し、各課から提出された「環境マネージャー・サブマネージャー等一覧」をとりまとめる。

(2) 課・出先職場での環境影響調査等の実施の指示

環境管理責任者は、課及び出先職場の事業活動が環境に与える影響を明らかにするため、環境活動責任者に対し、年1回環境影響調査を指示する。また、必要に応じ、環境事故の可能性の調査の実施を指示する（3-1参照）。

(3) 課・出先職場の行動計画立案の指示等

環境管理責任者は、環境活動責任者に対し、年1回及び必要時に、環境影響調査及び環境関連法令の調査結果（2-6参照）を踏まえた課及び出先職場の行動計画の立案を指示する。

また、各課から提出された課及び出先職場の「行動計画一覧」をとりまとめる。

実施（D○）

2-3 課・出先職場での取組みの支援

(1) 課・出先職場での活動の実施周知

環境管理責任者及び環境活動総括者は、環境活動責任者に対し、策定した行動計画、「エコオフィス手順書」などに基づく活動実施を周知する。

(2) 課・出先職場の活動ツールの作成・提供

環境管理責任者は、課及び出先職場での活動を支援するために、エコオフィス手順書をはじめとする活動ツールを適宜作成し、各課及び出先職場に提供する。

●活動ツール

- 「エコオフィス手順書」（全庁共通）
- 活動フォーマット（環境配慮に関する仕様書への例示文など）

(3) 委託事業者等への伝達

環境管理責任者は、管理・運営委託事業者、指定管理者、請負者・供給業者に対し、システムの運営管理に関して全庁共通で伝達すべき事項がある場合、全庁に対し必要な周知を行う。

2-4 環境研修・説明会の実施

環境管理責任者は、システムの運営にあたり、次表に示す研修及び説明会と、その他、職員に必要な研修等を実施する。

●全庁での環境研修・説明会の内容

研修	対象者	目的	研修責任者 (記録作成者)
管理職研修	環境活動責任者	システムの効果的な運用について学び、全職場の環境配慮活動の推進に繋げる。	事務局
環境監査員養成研修	環境監査員	環境監査の知識・方法等を習得する。	事務局
事務説明会	環境マネージャー、環境サブマネージャー、環境問題に関心のある職員、若手職員等	環境問題の背景や庁内外で取り組むべき環境配慮行動及びシステムの運用に関する実務等について説明する。	事務局

環境関連法令 研修	施設管理、廃棄物 処理に係る職員、 指定管理施設の 所管課職員等	廃棄物処理法、フロン排出抑制 法等を中心に、環境関連法令の 理解を深め、一層の法令遵守徹 底につなげる。	事務局
--------------	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-----

点検 (Check)

2-5 全庁での取組み状況の点検

(1) 全庁の行動計画の進捗状況の記録

環境管理責任者は、全庁の行動計画の進捗状況を部長会又は気候危機対策会議に報告する。

(2) 取組み状況の点検結果の把握

環境管理責任者は、各課から報告された点検結果（3-6参照）をとりまとめ、部長会又は気候危機対策会議に報告する。

(3) 点検結果の評価、見直し

部長会又は気候危機対策会議において、全庁の行動計画の進捗状況や取組み状況の点検結果について確認し、必要な対応について審議する。

2-6 環境関連法令*の調査

環境管理責任者は、事業活動における環境関連法令の遵守状況について、環境活動責任者に対し、環境関連法令の調査の実施を指示する（3-6参照）。

また、各課から提出された調査結果（出先職場の内容を含む）をとりまとめる。

※ 環境関連法令

環境関連法令とは、区役所が一事業所として遵守しなければならない環境に関する法令、条例等の規制事項。本システムでは、環境関連法令について、遵守状況の管理を行う。

また、環境関連法令の遵守管理に伴い、環境に影響を与える可能性のある緊急事態及び事故を“環境事故”として特定し、対応するための管理を行う。

2-7 改善対応

(1) 改善対応の判断基準

環境管理責任者は、取組み状況の点検の結果、次表に示すシステムの運用上の改善事項が認められた場合には、適切な改善対応策を実施する。

ただし、環境監査の実施結果に基づく改善対応は、「世田谷区環境監査要領」に基づき実施する。

●改善対応の判断基準

改善事項	判断基準
運用マニュアル（本書）に基づく手順が実施されない	手順どおりの実施がされないことが予想され、または手順どおり実施されていないことが分かった場合
全庁の行動計画が達成されない	年度途中において、年度末までに行動計画を進捗できないと予想され、または行動計画に記した目標を大幅に達成されなかった場合
環境関連法令が遵守されない	環境関連法令に逸脱の恐れがあると認められ、または逸脱していることが分かった場合
その他	①部長会又は気候危機対策会議が、全庁の環境マネジメントにあたり、改善の必要性があると判断した場合 ②環境審議会より、全庁の環境マネジメントに対して、改善の必要性があるとの意見を受けた場合

- 改善対応…改善事項の発生が予想され、または改善すべき事実が分かった場合に、原因を除去するための処置

(2) 改善事項への対応の流れ

①改善事項および対応策の内容

事務局は、「改善対応記録書」に、改善を要する事項の内容及びそれが生じた原因を記載するとともに、原因の除去及び再発防止を図るための改善対応策を検討の上記載し、環境管理責任者へ報告する。

②改善対応策の実施記録

事務局は、改善対応策の実施結果を「改善対応記録書」に記録し、環境管理責任者へ報告する。

③改善対応策の効果検証

環境管理責任者は、事務局より報告を受けた時はその内容を確認し、効果の検証を行い、改善対応策の有効性の評価を「改善対応記録書」に記録する。

2-8 環境監査

環境管理副総括者は、年1回及び必要時に、システムが要綱・要領や行動計画、手順等に即して適切に運用されているかどうかを判定するとともに、システムが有効に機能しているかを検証するため、環境監査を実施する。また、事務局は、環境監査をベストプラクティス及び優良取組み事例の選定機会として活用し、各職場の取組み意欲の向上に繋げる（6-4参照）。第三者評価を実施する年については、第三者評価で環境監査を代替する。

環境監査の結果を受け、環境管理副総括者は、環境管理責任者に対してシステムの必要な見直しを指示する。

なお、環境監査の実施方法は、「世田谷区環境監査要領」による。

2-9 第三者評価

自主的・自立的な環境監査に加え、システムの実効性と信頼性を高めるため、期間を定めて第三者による客観的な評価を受ける。

(1) 目的

- ・客観性の確保
- ・取組みのマンネリ化の予防、脱却
- ・今後の改善・発展に繋がる提言の取得

(2) 実施頻度

3年に1回、及び環境管理責任者が必要と認めるとき

(3) 評価の視点

- ・中立的立場からの公正な評価
- ・システムの関連文書、記録類等の確認、評価（システムへの適合性の審査）
- ・課・出先職場へのヒアリングによる活動実施状況の確認、評価
- ・優良事例や改善事例の抽出、評価（有効性の審査）

(4) 評価機関

上記の目的と評価の視点に加え、実績等を条件とし、実施機関を選定する。

2-10 システム全体の見直し

(1) 見直しのための情報の整理

環境管理責任者は、システムの見直しに必要な次に掲げる情報をとりまとめ、環境管理総括者に年1回提供する。

●システムの見直しに必要な情報

- ・ 環境目的・目標の達成状況
- ・ システムの取組み状況や成果
- ・ 環境関連法令の遵守状況
- ・ 改善対応の結果
- ・ 環境監査の結果を受けた環境管理副総括者からの指示
- ・ 前回までのシステムの見直し結果に対する取組みの状況
- ・ 第三者評価の結果
- ・ 環境関連情報並びに社会的動向の変更
- ・ 区民等からの環境に関する苦情その他の提案・意見
- ・ その他システムを見直すために必要な情報

(2) 見直しの実施

環境管理総括者は「(1) 見直しのための情報」の資料及び情報に基づき、次の事項について見直しの必要性、見直しの内容等を決定し、環境管理責任者に対応を指示する。

- ・ 環境方針の変更について
- ・ 環境目的・目標の変更について
- ・ その他、システムの中で変更、改善すべき事項について

なお、環境管理総括者は、見直しの実施にあたり、必要に応じて部長会又は気候危機対策会議での審議を指示する。

(3) 見直しの結果の周知

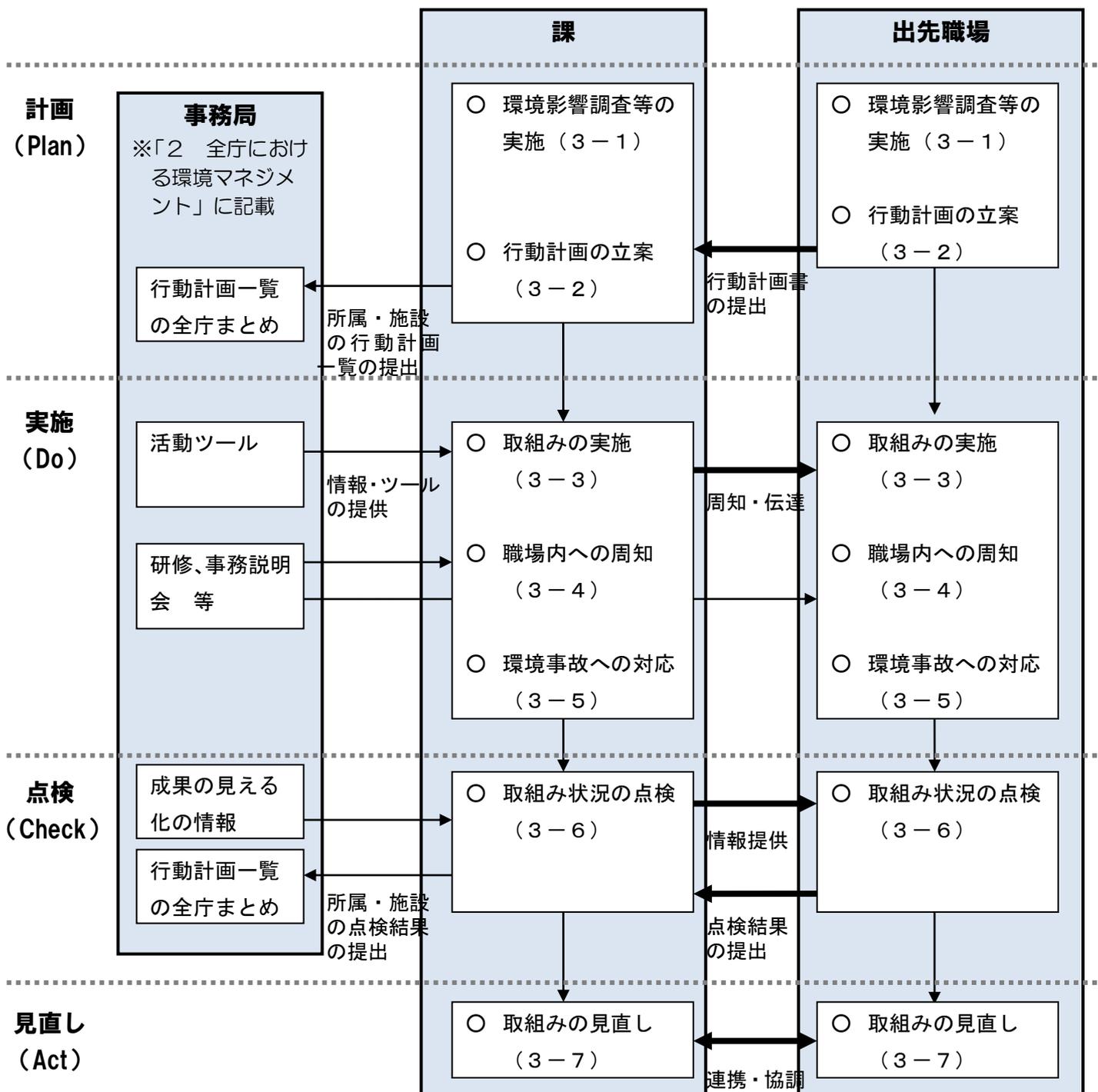
環境管理責任者は、見直しの結果を記録するとともに、全庁に対し周知する。

3章 課・出先職場における環境マネジメント

■基本的な考え方

- ・各課及び出先職場は、いずれも PDCA の流れに沿って、主体的な活動を行う。
- ・各課及び出先職場の活動を支援するため、事務局が「活動ツール」や「成果の見える化」の情報を提供し、職場内周知の機会を設ける。
- ・施設管理所管は、各施設へ必要な情報を提供し、連携・協調した取組みを行う。

下記のフロー図にて、課及び出先職場における環境マネジメントの流れを示す。フロー図は、本運用マニュアルの項番に対応している。



■他の取組みとの調整・活用

課・出先職場における環境マネジメントの効率的で円滑な運用のため、システムの取組みと同種・同内容で、システム上の活動目的を満たす既存の取組みは、システムに基づく取組みの中に位置づけ、活用する。

- ・ 「世田谷区清掃・リサイクル条例」第20条による「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出を、実績データ（廃棄物・リサイクル量）の報告（3-6参照）に位置づける。ただし、本条例の条文に該当する施設に限る。

■小・中学校及び幼稚園の位置づけ

小・中学校、幼稚園においては、施設環境マネージャー（小・中学校長及び幼稚園長）が環境活動責任者の役割を兼ね、依頼及び取りまとめ等を教育委員会が行う。

計画 (Plan)

3-1 環境影響調査等の実施

(1) 環境マネージャー等の任命

環境活動責任者は、環境マネージャー及び環境サブマネージャーの任命と、出先職場における施設環境マネージャー及び施設環境サブマネージャーの任命状況を、「環境マネージャー・サブマネージャー等一覧」により環境管理責任者（事務局）に報告する。

ただし、小・中学校、幼稚園においては、小・中学校長及び幼稚園長が施設環境サブマネージャーを任命し、教育委員会事務局教育総務課を通して、環境管理責任者（事務局）に報告する。

(2) 環境影響調査の実施

環境活動責任者は、課及び出先職場において、「環境影響チェックシート」を用いて、各職場での環境配慮活動について検討し、チェックシートに記入する。

また、環境配慮活動と事務事業のつながりについて職員の理解を深めるため、必要に応じて職場での話し合いなどの機会を設ける。

(3) 環境事故等の可能性の調査

環境活動責任者は、課及び出先職場において、次表に示す環境に重大な影響を与える、または与える可能性のある環境事故等について、発生の可能性の有無を調査し、発生の可能性が想定される場合は、該当する環境事故等への対応手順※を整備する。

※ 環境事故等に対する手順書を既に業務等を通じて作成している場合は、対応手順として代替することができる。

●想定される環境事故等

対象となる施設等	想定される環境事故
非常用発電機や重油ボイラー等の少量危険物保管施設	事故等による重油・軽油・灯油等の流出と火災発生
薬品類（毒劇物・危険物）の保管施設	事故等による毒劇物・危険物の飛散・流出
PCB 保管施設	事故等による PCB 等の特別管理産業廃棄物の流出
医療廃棄物の保管施設	事故や人的ミスによる感染性廃棄物の流出 感染性廃棄物の盗難及び転倒による内部流失事故

- 事故が発生しても環境影響が発生しないような対策・設備（防御溝等）が整備されている場合や、漏洩・流出等の異常を直ちに発見でき環境影響を生じることがない場合は、想定される環境事故には該当しない。

3-2 行動計画の立案・報告

(1) 行動計画の立案

環境活動責任者は、課及び出先職場の取組みを推進するため、課及び出先職場毎に行動計画を立案し、「行動計画兼点検記録書」を作成する。作成にあたっては、環境目的を次表(1)の①～③から選択し、目標は各職場、施設等の実態に即して設定する。環境目的及び目標の設定にあたっては、同表(2)に掲げる事項を考慮すること。

なお、複数の施設に関連する行動計画を立案する場合は、施設形態毎等でまとめて一つの行動計画を作成することができる。(例：集会系施設、福祉・保健施設、公園など)

●環境目的、目標等の設定における考慮事項等

(1)環境目的の選択	①職場での環境配慮行動の推進 ②環境に配慮した事務事業の推進 ③その他
(2)環境目的、目標を設定する際の考慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針 ・ 区民等の環境に関する要望 ・ 前年度までの取組み状況 ・ 環境影響調査等の実施結果(3-1参照) ・ 各課事務事業及び環境に関連する計画等 ・ 環境影響要素(1-5参照) ・ 「エコオフィス手順書」の「省エネルギー・省資源手順チェックリスト」に掲げた取組み項目 ・ その他、必要と認められる事項

(2) 行動計画一覧へのとりまとめ・報告

環境活動責任者は、年1回、課と出先職場の行動計画をとりまとめて「行動計画一覧」を作成し、環境管理責任者(事務局)に提出する。

ただし、小・中学校、幼稚園においては、教育委員会事務局施設計画課を通して、環境管理責任者(事務局)に報告する。

3-3 取組みの実施

（1）課・職場等の取組み

環境活動責任者は、課及び出先職場で設定した行動計画に基づく取組みを実施するとともに、各職場において「エコオフィス手順書」に基づく環境配慮行動を実践する。

（2）施設管理所管の取組み

施設管理所管は、エネルギー使用設備（空調、照明等）の運用手順書・指針等を整備するなど、効率的・効果的なエネルギー管理を行う。

なお、取組みの実施にあたっては、施設の実情を踏まえ、創意工夫のもと主体的に取り組むこととする。

（3）委託事業者等への伝達

環境活動責任者は、管理・運営委託事業者、指定管理者等に対して、システムの運営管理に関して必要な事項を伝達する。

3-4 職場内への周知

環境活動責任者は、事務局が実施する研修及び事務説明会の内容や、課のシステム運営と職員の環境意識の向上のために必要な事項を、課及び出先職場の各職員に周知、伝達する。

なお、環境に関する職場研修を実施し、「職場研修実施計画書兼実施報告書」を研修担当課に提出した場合は、その写しを記録として保管する。

3-5 環境事故への対応

（1）日頃の周知、訓練の実施

環境活動責任者は、環境事故の可能性の調査（3-1参照）により整備した環境事故への対応手順について、日頃から職員に周知する。

また、定期的に訓練を実施する。訓練の実施結果は、「環境事故等対応訓練記録書」に記入し、各職場にて保管する。

（2）環境事故発生時の対応

万一、環境事故が発生した場合、環境活動責任者は、それに伴う有害な環境影響に対する措置を講じるとともに、環境事故への対応手順の見直しを行い、手順の適

切性及び改定の必要性を検討する。

また、「環境事故等対応記録書」を作成し、環境活動総括者の確認を経て、環境管理責任者に提出する。

環境管理責任者は、必要に応じて部長会又は気候危機対策会議に報告する。

点検 (Check)

3-6 取組み状況の点検

(1) 課・出先職場での取組み状況

環境活動責任者は、次表に示す内容で、取組み状況の点検を実施し、環境管理責任者に報告する。

●職場での取組み状況の点検

点検項目	対象	点検様式	報告様式	点検頻度	報告頻度	
①行動計画の実施状況	全課・出先職場	行動計画兼点検記録書(右側部分)	行動計画一覧(右側部分)	毎年、必要時	毎年	
②「エコオフィス手順書」に基づく行動の実施状況		省エネ・省資源チェックリスト	—	課・出先職場で任意に設定	—	
③実績データ	電気・ガス・水道等使用量	—	「エコオフィス手順書」に規定する様式及び事務局の定める方法	毎年、必要時	毎年	
	コピー用紙購入枚数					全課・出先職場
	グリーン購入実績 廃棄物廃棄量・リサイクル量				—	
	車両用燃料購入量 自動車走行距離					関係所管
④環境関連法令の遵守状況	環境関連法令チェックシート	環境関連法令チェックシート	毎年、必要時	毎年、必要時		
⑤環境事故の未然防止の状況(訓練の実施状況)	環境事故等訓練記録書	—	—	—		
⑥環境事故発生時の対応状況	環境事故等対応記録書	環境事故等対応記録書	—	環境事故発生時		

(2) 施設・建物管理所管※の点検

施設管理所管は、日々、施設のエネルギー使用等の状況を把握し、期間を定めて点検を行う（毎月等）。

また、施設管理所管の内、建物を管理している所管は、各施設のエネルギー使用量（実績値）や取組みによる削減効果（期待効果）などの情報をまとめ、各施設の施設環境マネージャー等に提供する。

※建物管理所管

施設管理所管の内、複合施設において建物の代表施設となり、建物全体を管理する所管。

(3) 取組み状況の点検結果のとりまとめ・報告

環境活動責任者は、課及び出先職場における行動計画の点検結果をとりまとめ、「行動計画一覧」を作成し、環境管理責任者（事務局）に提出する。

なお、「③実績データ」については、「エコオフィス手順書」に基づく点検・報告手順、「⑤環境事故の未然防止の状況（訓練の実施状況）」及び「⑥環境事故発生時の対応状況」については、3-5の手順による。

(4) 環境関連法令の調査

環境活動責任者は、課及び出先職場において適用を受ける環境関連法令の遵守状況（法令遵守に必要な資格等の調査を含む）について、「環境関連法令チェックシート」を作成し、環境管理責任者（事務局）に提出する。

なお、小・中学校、幼稚園においては、次表の手法により調査を実施する。依頼及び取りまとめ等を教育委員会が行う。

●小・中学校、幼稚園の調査手法

調査内容	実施者	とりまとめ	様式
施設・設備への規制及び廃棄物の処理委託契約に関する内容	教育委員会事務局施設計画課		環境関連法令チェックシート
毒物及び劇物の管理に関する内容	小・中学校（教育委員会事務局による「理科室の薬品点検・保健室の医薬品点検」に合わせて実施）	教育委員会事務局 学校健康推進課	
廃棄物の管理に関する内容	小・中学校、幼稚園	教育委員会事務局 施設計画課	
業務用の冷蔵庫・冷凍冷蔵庫・冷凍庫の管理に関する内容	小・中学校	教育委員会事務局 学校健康推進課	

3-7 取組みの見直し

(1) 課・出先職場

環境活動責任者は、年1回または必要時に、課及び出先職場の取組み状況の点検結果について確認し、行動計画の内容や取組み項目などの見直しを行う。

なお、見直しにあたっては、環境マネージャー、施設環境マネージャーに対し、今後に向けた取組み項目の検討を指示するとともに、職場で話し合う機会を設ける。

(2) 施設・建物管理所管

施設管理所管及び複合施設における建物管理所管は、事務局から提供される「成果の見える化」の情報（6-3参照）などを活用し、建物内の各施設と連携・協調し、必要な対策を講じる。

4章 地球温暖化対策に関する取組み

4-1 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

【令和5(2023)年度～令和12(2030)年度】

(1) 計画の位置づけ

区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の実行計画（区域施策編）として、2012（平成24）年3月に世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（以下「計画」という）を策定した。

2018（平成30）年3月には、環境基本計画の考え方や、国の地球温暖化対策の動きを踏まえ、また、2013（平成25）年3月に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン」の内容を統合し、2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までの計画をスタートさせた。

国は、2020（令和2）年10月26日に、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和3）年4月には「2030年度において、2013年度比で温室効果ガスの46%削減をめざすこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明した。

一方、区では深刻化する気候危機の状況を踏まえ、2020（令和2）年10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明した。このことを契機に、区民・事業者と区が気候危機の問題を共有し、気象災害から区民の生命と財産を守る取組みと、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みを一層進めるため、計画の見直しについての検討を進め、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの計画を新たに策定した。

なお、計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に該当する。

また、「気候変動適応法」第12条に基づき、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」を兼ねる計画としている。

(2) 各主体による取組みの推進

計画の推進にあたっては、区民・事業者・区が連携しながら、それぞれが実行すべき対策に取り組むことによって、温室効果ガスの削減に努めていくこととしている。

そのうち、区の施策については、次のとおりである。

●「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる区の施策

I 区民の取組み支援

- 施策Ⅰ－１ 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
- ①脱炭素に役立つライフスタイルに関する情報発信
 - ②見える化等を活用した省エネルギー行動の支援
 - ③ごみ発生抑制への支援
 - ④地域団体等の活動支援・協働
- 施策Ⅰ－２ 住まいの省エネルギー化、再生可能エネルギー等の利用促進
- ①住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
 - ②再生可能エネルギーの導入促進
 - ③みどり豊かな住まいづくり等の促進
 - ④脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発
- 施策Ⅰ－３ 環境教育・環境学習
- ①気候危機を担う次世代の人材育成
 - ②学校等における環境教育・環境学習
 - ③環境意識の醸成

II 事業者の取組み支援

- 施策Ⅱ－１ 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進
- ①脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進
 - ②見える化等を活用した省エネルギー行動の支援
 - ③ごみ発生抑制への支援
- 施策Ⅱ－２ エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用促進
- ①建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進
 - ②再生可能エネルギーの導入促進
 - ③事業所緑化等の促進

III エネルギーの脱炭素化

- 施策Ⅲ－１ エネルギーの地産地消
- ①再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発
 - ②再生可能エネルギーの地産地消の拡大
 - ③開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進
 - ④水素エネルギーの普及啓発
- 施策Ⅲ－２ 様々な主体の連携による再生可能エネルギーの利用拡大
- ①自治体間連携の推進
 - ②再生可能エネルギーの導入促進

次頁に続く

IV 脱炭素で持続可能なまちづくり

- 施策IV-1 エネルギーを賢く使うまちづくり
①エネルギーを賢く使うまちづくり
- 施策IV-2 脱炭素に役立つ移動しやすい都市づくり
①公共交通の利用環境の整備
②ウォークアブルなまちづくり・自転車利用の促進
③環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備
④脱炭素に役立つ交通に関する区民への普及啓発
- 施策IV-3 CO₂の吸収策としてのみどりの保全・創出
①街づくりを通じたみどりの保全・創出と公園・緑地の整備
②農地の保全・活用

V 地球温暖化適応策の推進

- 施策V-1 豪雨対策・ヒートアイランド対策（インフラ）等
①豪雨対策、風水害対策の推進
②ヒートアイランド対策の推進
③グリーンインフラの普及啓発
- 施策V-2 区民の健康を守る取組みの推進
①熱中症対策の推進
②感染症予防に関する普及啓発

VI 区役所の率先行動

- 施策VI-1 脱炭素に向けた基盤整備
①再生可能エネルギー電力の導入
②公用車のZEV化
③DXの推進
- 施策VI-2 公共施設整備・維持管理における脱炭素の推進
①公共施設の整備（新築・改築）における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入
②公共施設の維持管理における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入
③公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進
④環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な本庁舎等整備
- 施策VI-3 職員による環境配慮行動の推進
①職員への意識啓発
- ② 職員の行動推進

4-2 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）

（1）経緯

区は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、世田谷区役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために措置する計画として、平成14年7月に「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画」（以下、「本計画」という）第1期計画（計画期間：平成14～18年度）を策定した。

平成20年4月に第2期計画（計画期間：平成20～22年度）を策定し、平成23年度は東日本大震災の影響により中断したものの、平成24年3月に第3期計画（計画期間：平成24～25年度）を策定した。

平成24年10月からは、ECOステップせたがやの構築に合わせ、本計画をECOステップせたがやの環境目的である『温室効果ガスの排出抑制』に向けた取組みにより推進するとして、本運用マニュアルに実行計画としての性格を包含させ、地球温暖化対策を総合的に推進することとした。

その後、平成26年4月には、環境基本計画（平成27年3月策定）との整合を図るため、第3期計画を1年延長し、計画期間を平成24～26年度とした。

平成27年4月には、第4期計画（計画期間：平成27～29年度）を策定し、平成30年3月に、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の改定に合わせ、第5期計画（計画期間：平成30～令和3年度）を策定した。令和4年4月には、令和6年度を始期とする次期世田谷区基本計画・世田谷区実施計画との整合を図るため、第5期計画を2年延長し、計画期間を平成30～令和5年度とした。

令和6年9月に第6期計画（計画期間：令和6(2024)～12(2030)年度）を策定した。第6期計画においては、「世田谷区地球温暖化対策地域推計画」の区域における2030年度の温室効果ガス削減量を2013年度比で57.1%減とする目標設定を踏まえた新たな温室効果ガス総排出量の削減目標を設定した。また、「温室効果ガス総排出量」の削減目標に加え、「省エネルギー」及び「エネルギーの脱炭素化」を図る指標である「エネルギー消費量」及び「炭素集約度」による目標を設定した。

第6期計画の策定に伴い、本運用マニュアルへの本計画の包含を中止し、環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」は第6期計画に基づく取組みを推進するシステムと位置づけた。よって、本運用マニュアルへは、本計画の概要のみ掲載する。

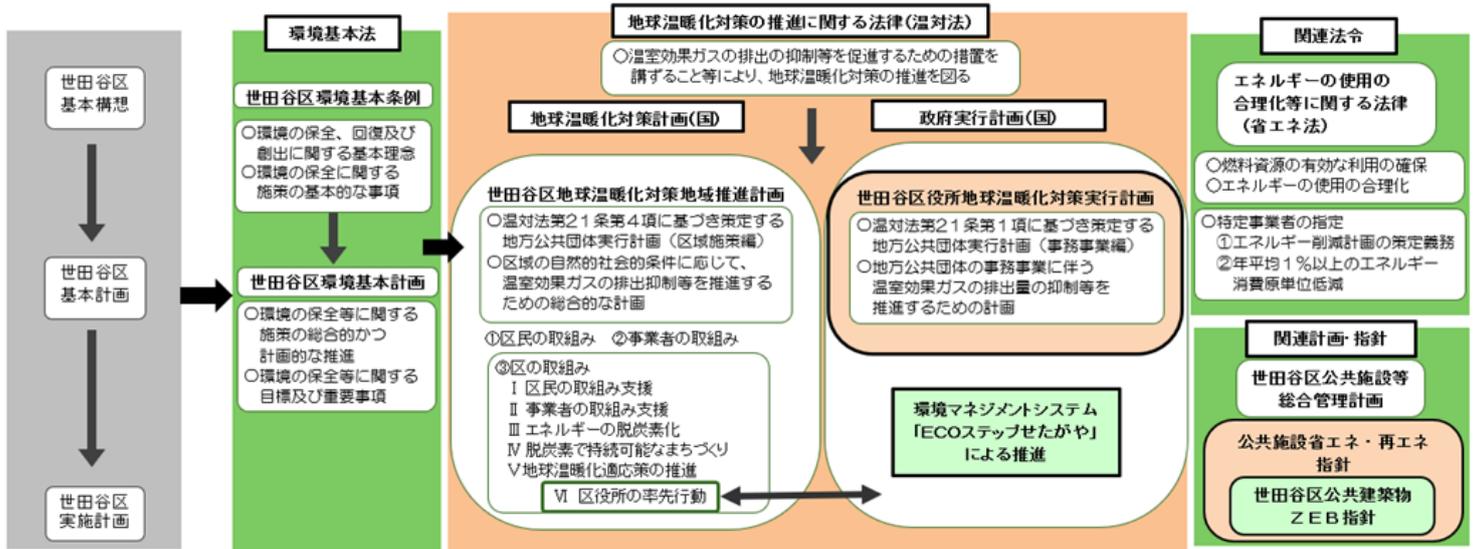
- | | |
|------------------------|-----------------------------------------|
| (1) 第1期（平成14年度～平成18年度） | |
| (2) 第2期（平成20年度～平成22年度） | ※23年度は東日本大震災の影響で中断 |
| (3) 第3期（平成24年度～平成26年度） | ※24年10月～ 本計画をECOステップ [®] に包含 |
| (4) 第4期（平成27年度～平成29年度） | |
| (5) 第5期（平成30年度～令和5年度） | |
| (6) 第6期（令和6年度～12年度） | ※6年9月～ 本計画のECOステップ [®] への包含を中止 |

(2) 実行計画の目的、位置付け

本計画は、世田谷区役所の事務及び事業に関して、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という）第21条第1項に基づき、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」について定める計画である。

また、温対法第21条第4項に基づき策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（平成24年3月策定、令和5年3月改定）」に定める区役所の率先行動を進めるものであるとともに、省エネ法により求められる事業者としてのエネルギー削減と密接に連携するものである。

【図1】計画の位置付け



(3) 計画の基本的事項

①計画の対象範囲

本計画は、区が行うすべての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の評価においては、本計画の対象範囲は、原則区施設全体とし、省エネ法による区長部局及び教育委員会の対象施設と同じとする。

また、区が所有する公用車の利用も対象とする。

②計画の対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定されている下表1の7種類の物質のうち、世田谷区役所が使用している①～④とする。なお、④については、車載カーエアコンの冷媒として使用しているガスの自然漏出分を対象とする。

【表1】温室効果ガスの種類（温対法第2条第3項）

温室効果ガス	人為的な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行など
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行など
④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコン使用（冷媒ガス漏洩含）など
⑤パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造工程など
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスなど
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造工程など

③計画の期間及び基準年度

本計画は、2024年度から2030年度までの7年間とする。

温室効果ガス排出量の削減目標等の設定にあたっては、2023年度を基準年度とし、2030年度を目標年度に設定する。

本運用マニュアルにおいては、本計画の目標に基づく単年度目標を設定する。

（4）温室効果ガス排出状況と削減目標

①基準年度（2023年度）における温室効果ガス排出量

世田谷区役所における基準年度（2023年度）の温室効果ガス排出量は、35,529t-CO₂、区施設におけるエネルギー消費量は原油換算で22,429ℓである（表2参照）。

【表 2】2023 年度 世田谷区役所の項目別活動量・温室効果ガス排出量

活動要因			活動量		エネルギー消費量 (原油換算 kℓ)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂ 換算)	構成 比 (%)
			単位	データ			
エネルギー 使用による 二酸化炭素 (CO ₂) 排出	ガソリン	車両	千ℓ	125	108	286	0.8
	軽油	車両	千ℓ	37	36	97	0.3
	灯油	施設	千ℓ	15	15	39	0.1
	重油	施設	千ℓ	265	266	730	2.1
	LPG	施設	t	24	31	72	0.2
	LPG	車両	t	0	0	0	0.0
	天然ガス (LNGを 除く)	車両	千m ³	0	0	0	0.0
	都市ガス	施設	千m ³	5,567	6,466	11,416	32.1
	電気	施設	千kwh	70,551	15,651	22,877	64.4
自動車排気 ガスに含ま れるメタン (C H ₄) 及び一酸化 二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・ LPG	普通・小型 乗用車	千 km	117		1	0.0
		乗合自動車	千 km	2		0	0.0
		軽自動車	千 km	13		0	0.0
		普通貨物車	千 km	2		0	0.0
		小型貨物車	千 km	60		1	0.0
		軽貨物車	千 km	855		5	0.0
		特殊用途車	千 km	23		0	0.0
	軽油	小型貨物車	千 km	39		0	0.0
		特殊用途車	千 km	84		1	0.0
カーエアコンの使用によるハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) の流出 (年間)			台	312		4	0.0
合計						35,529	

※エネルギー使用量は省エネ法の対象項目について算出 (電気、都市ガス、灯油、重油、LPG)

温室効果ガス排出量の構成をみると、エネルギーの使用による排出量が 99.96%、そのうち公共施設等のエネルギーの起源 CO₂ 排出量が温室効果ガス排出量の 98.93% を占める。

②温室効果ガス総排出量等の目標

ア 温室効果ガス総排出量

2030年度において、2023年度比で51.1%削減をめざす。

イ エネルギー消費量

2030年度において、2023年度比で6.0%削減をめざす。

ウ 炭素集約度

2030年度において、2023年度比で48.0%削減をめざす。

なお、温室効果ガス総排出量の目標は区施設に加え、車両に由来する温室効果ガスも含むが、炭素集約度及びエネルギー消費量については、区施設における目標設定とする。また、本計画に基づき、年度ごとにこの目標を設定する。

(4) 目標達成に向けた主な取組項目（主要な取組みを一部抜粋）

① 区施設におけるエネルギーの脱炭素化

区施設の電力契約における再生可能エネルギー電力の調達や、区が新築・改築を行う公共建築物における太陽光発電設備の設置を推進する。

② 公共施設のZEB化・省エネルギー化の推進

「公共施設省エネ・再エネ指針」「世田谷区公共建築物ZEB指針」に基づき、公共建築物の新築・改築・大規模な改修におけるZEB化、その他の改修における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等を実施する。

③ システムの推進

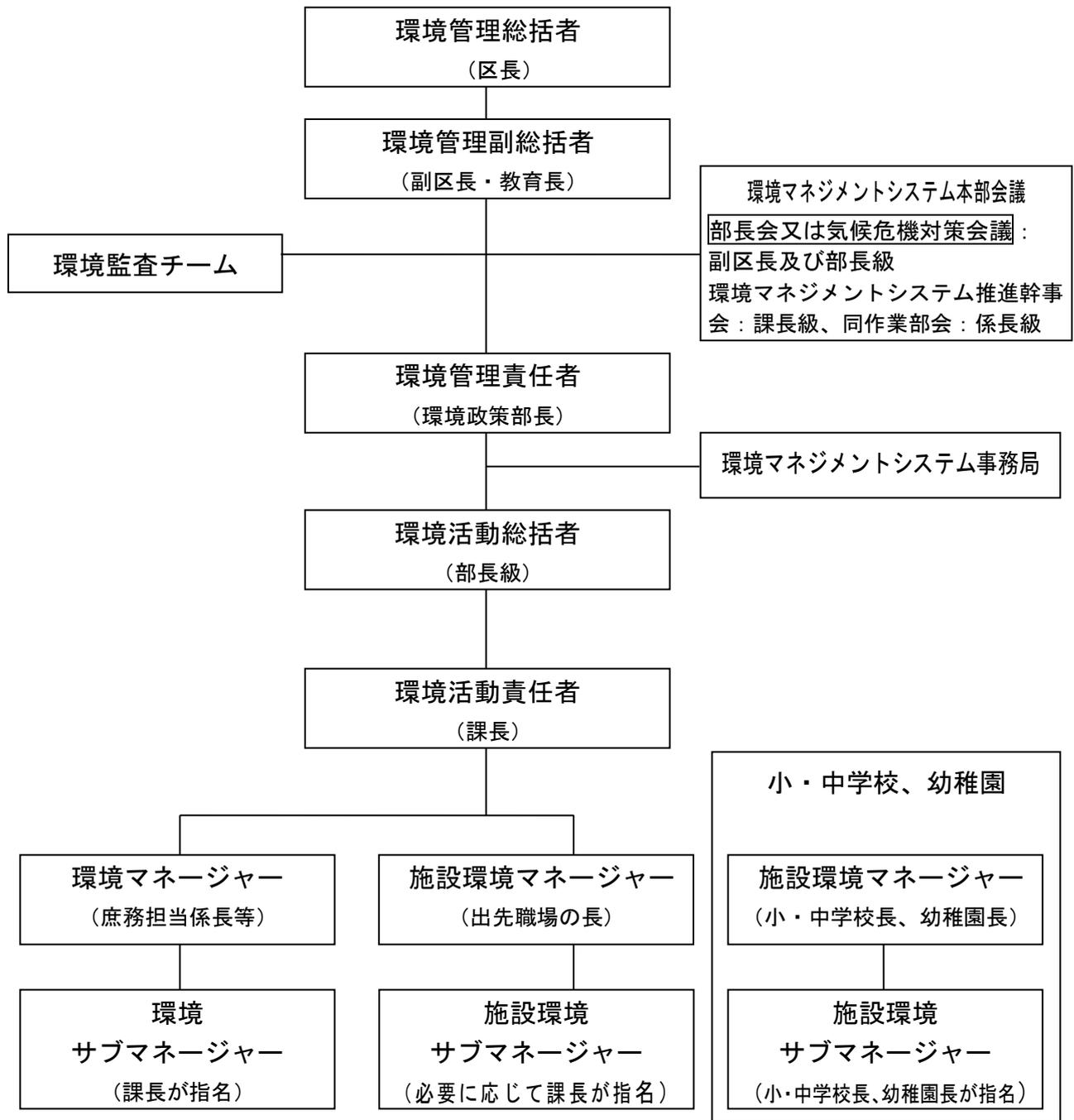
区長のトップマネジメントのもと、全ての職員・職場が取り組む世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」をPDCAサイクルにより推進し、省エネルギー等環境配慮活動を促進する。

(5) 実行計画の推進

① 推進体制

本計画の推進には、世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」の推進体制（図2参照）を用いる。

【図 2】 推進体制



②進捗の把握（点検・評価）、見直し

総合的な目標や進捗管理を行う取組みについては、環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」等により進捗管理し、点検、評価を実施する。また、必要に応じて取組み内容や目標値等の見直しを実施する。

③公表

本計画の実施状況については、環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」の成果の公表とあわせて、毎年1回、区のホームページ等で公表する。

4-3 公共施設整備

区施設における省エネルギー・脱炭素化を進めるため、「公共施設省エネ・再エネ指針」及び「世田谷区公共建築物 ZEB 指針」に基づき、施設整備においても、効果的に環境対策を推進する。

(1) 世田谷区公共建築物 ZEB 指針（令和 5 年 1 2 月策定）

本指針では、公共建築物の新築・改築・大規模な改修における ZEB の方向性を示している。指針に示された ZEB の目標は次のとおり。

● ZEB の目標

- ・ 公共建築物を新築・改築する場合においては、Nearly ZEB (BEI \leq 0.25) を目指す。ただし、屋上緑化・設備機器設置・屋上利用等により、太陽光発電設備を有効に設置できる面積が十分確保できない場合は、当面は ZEB Ready (BEI \leq 0.50) を実現することとし、実用的な技術革新が進んだ際※には、Nearly ZEB が達成できる水準を目指すものとする。
- ・ 大規模な改修を行う公共建築物には、ZEB 仕様を採用することにより、ZEB Ready の実現を目指す。
- ・ 2050 年（令和 32 年）までに世田谷区の公共建築物全体の平均で BEI を 0.60 (ZEB Oriented 相当) 以下を目指す。
※太陽光発電設備等の技術の向上と導入コストの状況を踏まえ時代に沿った技術を活用し ZEB 実現を目指す。

(2) 公共施設省エネ・再エネ指針（令和 6 年 9 月策定）

本指針は、令和 6 年 9 月に「公共施設省エネ指針（世田谷区環境配慮公共施設整備指針）（平成 20 年 3 月策定）」及び「公共施設省エネ指針運用基準（平成 23 年 8 月策定）」をあわせて改定し、「公共施設省エネ・再エネ指針」として策定した。本指針の概要は以下のとおり。

●公共施設省エネ・再エネ指針の概要

- ・ 本指針では、施設整備によりエネルギー消費量の削減効果が高い下記の区施設を主な対象とし、施設用途毎に一次エネルギー消費量削減目標値を定めた上で、区の公共建築物の新築・改築・大規模な改修・その他の改修を行う際に検討すべき省エネルギー手法を明確にした。
- ・ 新築・改築・大規模な改修工事については、ZEB 指針にて示されている ZEB 仕様を標準とし、その他の改修工事については、各施設工事の設計において省エネルギーを検討する際、標準仕様とする手法や検討すべき基本的な省エネルギー手法を「省エネルギー手法リスト」に示している。
- ・ 標準仕様とする省エネルギー手法の選定においては、手法ごとの効果と要するコストの試算を行い、「その他の改修」の省エネルギー手法 110 手法のうち、費用対効果の高い 15 手法を標準仕様とする省エネルギー手法とした。

- ・ 新築・改築における Nearly ZEB の実現に向けては、特に太陽光発電設備の設置を可能な限り進めることが不可欠であるため、太陽光発電設備の設置にあたって、敷地や屋上、壁面等の活用について、緑化や設備等も含めそれぞれの用途がトレードオンとなるよう、関係所管で協力し、工夫する旨、基本的な考え方を示した。

●対象施設

- ①事務所（庁舎・事務所等）
- ②集会施設（図書館・児童館等との複合施設含む）
- ③福祉関連施設
- ④児童施設
- ⑤学校教育施設
- ⑥その他（教育・文化・清掃リサイクル施設等）

区民農園、公園・広場、自転車等駐車場、防災倉庫、器材置場、職員住宅等は本指針の対象から除外しているが、取り入れ可能な省エネルギー手法については、個々の施設の整備状況にあわせ積極的に採用するものとする。

●その他の改修において標準仕様とする省エネルギー手法

No	工種	分類	項目
1	空調	熱源(個別)	ビル用マルチエアコン（EHP）の高効率機器への更新
2	空調	熱源(個別)	ビル用マルチエアコン（GHP）の高効率機器への更新
3	空調	空調・換気	ファン（空調機以外）の高効率電動機（トップランナーモーター）への更新
4	空調	熱源(中央)	高効率熱源機器への更新
5	空調	熱源(中央)	熱交換器の断熱
6	空調	熱源(中央)	高効率空調用ポンプの導入
7	空調	熱源(中央)	高効率冷却塔の導入
8	電気	照明	LED 器具への更新
9	電気	照明	高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯への更新
10	衛生	給排水	高効率給水ポンプへの更新
11	衛生	給排水	大便器の節水器具への更新
12	衛生	給排水	小便器の自動洗浄式又は自動水栓の導入
13	衛生	給排水	節水器具（自動水栓、節水型シャワーヘッド）への更新
14	衛生	給排水	大便器への擬音装置の導入
15	衛生	給湯	潜熱回収給湯器への更新

5章 管理・運営委託施設、指定管理施設での取組み

5-1 施設運営における環境配慮の協力依頼等

施設の管理や運営が受託者や指定管理者の裁量に委ねられている管理・運営委託施設や指定管理施設については、担当所管が、受託者及び指定管理者に対し、環境配慮の取組みを行うことの協力依頼を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

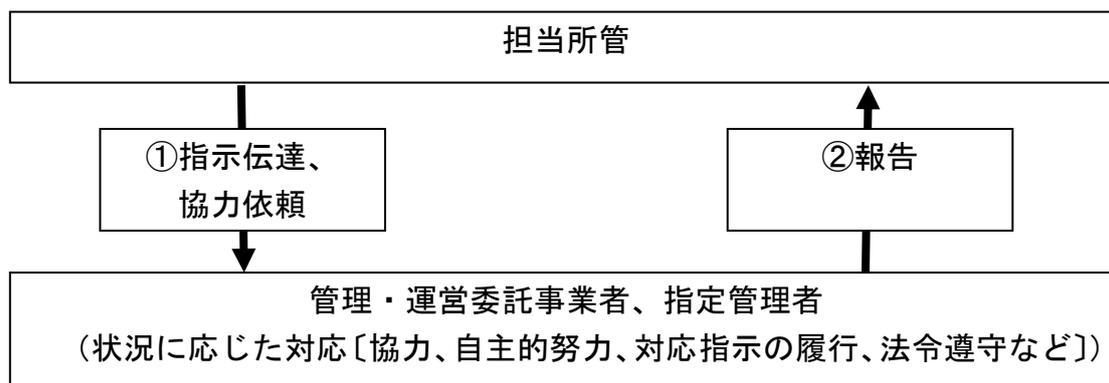
①施設運営における環境配慮の協力依頼

担当所管は、管理・運営委託事業者及び指定管理者に対し、仕様書・協定書、日頃の伝達などにより協力依頼を行う。

②取組み状況についての情報の収集

担当所管は、管理・運営委託事業者及び指定管理者から、エネルギー使用・取組み結果などについて、必要時または定期的に報告を求める。

●指示・管理体制



5-2 取組み状況の点検

担当所管は、必要に応じて、管理・運営委託事業者等から、エネルギー使用・取組み結果などの情報を収集し、環境管理責任者に報告する。

6章 情報の管理

6-1 庁内での周知・情報伝達

(1) 庁内での周知・伝達

環境管理責任者（事務局）は、環境方針及びシステムの運営に係る情報について、庁内公開サイトや職場内掲示などにより、各課及び各施設へ周知、伝達を行う。

(2) 職員からの提案

職員は、システムに関する提案等がある場合には、環境活動責任者または環境管理責任者（事務局）に報告、提案する。

環境管理責任者は、職員からの提案を受け、必要と認める場合には、部長会又は気候危機対策会議に諮る。

(3) 庁外からの問合せ等への対応

環境管理責任者及び環境活動責任者（事務局）は、システムの運営に関して庁外から問合せを受けた場合に対応する。なお、区民からの要望等については、「区民の声取扱要領」の規定に基づき、対応を行う。

6-2 取組み結果の公表

環境管理責任者（事務局）は、環境方針、システムの運営及び取組み結果などの情報について、区ホームページ等に掲載するなど、常に区民が閲覧できる方法により公表を行う。

公表する内容については、環境管理責任者が定め、環境管理責任者は、常に最新の情報とするよう努めるものとする。

●公表する情報

- 環境方針
- システムの取組み状況
- 環境目的・目標の達成状況、行動計画の実施状況
- 温室効果ガスの総排出量の実績（地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づく公表）
- エネルギー使用量や、取組みによる削減効果、ベストプラクティス・優良取組み事例など（成果の見える化）
- 環境監査、第三者評価の実施状況

6-3 成果の見える化

事務局は、各課・職員の環境意識の向上及び周知に役立てるため、エネルギー使用量や取組みによる削減効果（期待効果）、ベストプラクティス・優良取組み事例（6-4参照）などの活動成果の情報をまとめ、次表に示す手法により成果の見える化を行う。

また、見える化した結果を各課や出先職場、施設等に提供する。

●成果の見える化の目的

- ・ 職員一人ひとりにおいて、自分の活動、所管する事務事業でのエネルギー使用量・CO₂排出量の認識を深める（主体的な行動の基礎）
- ・ データの分析に基づき、効果的な改善策を検討する
- ・ 取組み、行動した結果を振り返る（達成感、今後に向けた意欲）
- ・ 外部に対し、取組み成果を示す

●見える化を行う項目

項目	見える化の加工	周知・公表手法	実施時期
エネルギー使用量 (実績値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局によるツール提供 ・ 電力会社の提供するWebサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内公開サイトへの掲載 ・ 電力会社のホームページ 	適宜
環境配慮の取組みによる効果 (期待効果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局による既存資料の収集・提供 ・ 職場からの提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内公開サイトへの掲載 ・ 「エコオフィス手順書」等への情報掲載 ・ 啓発ツール・ポスターへの情報掲載 	適宜

6-4 ベストプラクティス・優良取組み事例

特筆すべき環境配慮行動を行っている課や出先職場、施設等の取組みを、ベストプラクティス及び優良取組み事例として評価する。ベストプラクティス及び優良取組み事例は、区民等へ区の取組みを紹介するとともに、職員の意識や意欲の向上を図り、各職場の環境配慮行動の底上げ・レベルアップへと展開する。

(1) ベストプラクティス・優良取組み事例の選出

事務局は、年1回、環境監査の結果（2-8参照）及び第三者評価の結果（2-9参照）をはじめ、庁内公募、自薦、他薦などの方法により、ベストプラクティス・優良取組み事例として推奨する活動の情報を収集する。

(2) ベストプラクティス・優良取組み事例のまとめ・公表

環境管理責任者は、収集したベストプラクティス及び優良取組み事例を次の方法で公表する。

●ベストプラクティス及び優良取組み事例の公表方法

- ・ 部長会又は気候危機対策会議等、庁内会議
- ・ 区ホームページや広報等
- ・ 庁内公開サイト・庁内掲示
- ・ 研修・説明会等での周知

6-5 シンボルマークの活用

事務局及び各課・職員は、全庁や区民等へ、システムに基づく取組みの広報とその浸透を図るため、下図のシンボルマークを積極的に使用する。

事務局は、シンボルマークのデータを庁内公開サイトに掲載することにより、全職員に周知する。

●「ECOステップせたがや」シンボルマーク



6-6 文書管理、記録管理

(1) システム文書の種類

環境マネジメントシステムで用いるシステム文書は、次表に示すものがあり、詳細は、「別表1 文書・記録等一覧」に示す。

●システム文書の種類

種類	内容
要綱、環境方針	本システムに関して基本的な事項を定めた文書
要領、手順書・方針	要綱に定める事項の実施に必要な事項を定めた文書
記録文書	本システムへの適合並びに達成した結果を実証するのに必要な記録を含む文書

(2) 要綱及び要領・手順書の周知

事務局は、システム文書を庁内公開サイトに掲載することにより、全職員に周知する。

また、システム文書が制定及び改廃されたときは、速やかに掲載情報を更新し、常に最新の状態に維持するとともに、全職員に周知する。

(3) 記録文書の管理

システム文書の規定にしたがって作成された記録文書の保管部署及び保存期間は「別表1 文書・記録等一覧」とおりとする。

保存期間を経過したものは、世田谷区文書管理規定（平成13年7月世田谷区訓令甲第31号）の規定にしたがって廃棄する。

別表 1 文書・記録等一覧

区分	番号	名 称	保存期間 (所属)	保存期間 (事務局)
基本 規定	1	世田谷区環境マネジメントシステム管理運用要綱	—	—
	2	環境方針	—	—
要領	1	「ECOステップせたがや」運用マニュアル	—	—
	2	世田谷区環境監査要領	—	—
手順書 ・ 方針	1	「ECOステップせたがや」エコオフィス手順書	—	—
	2	世田谷区グリーン購入方針	—	—
	3	世田谷区公用車による環境負荷を低減するための方針	—	—
様式	1	様式① 環境マネージャー・サブマネージャー等一覧	3年間	5年間
	2	様式② 環境影響チェックシート		
	3	様式③ 行動計画兼点検記録書		
	4	様式④ 行動計画一覧		
	5	様式⑤ 環境関連法令チェックシート		
	6	(欠番：様式⑤に統合)		
	7	様式⑦ 環境事故等対応訓練記録書		
	8	様式⑧ 環境事故等対応記録書		
	9	様式⑨ 改善対応記録書		
	10	その他、環境監査要領や手順書等に基づく記録文書		
その他	1	施設の運営管理業務の外部委託に係る環境配慮基準	—	—
	2	環境監査員の任命基準及び任命手続きに関する規定	—	—

別表2 世田谷区役所の項目別活動量・温室効果ガス排出量（2023年度）

活動要因			活動量		エネルギー消費量 (原油換算 kℓ)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂ 換算)	構成 比 (%)
			単位	データ			
エネルギー 使用による 二酸化炭素 (CO ₂) 排出	ガソリン	車両	千ℓ	125	108	286	0.8
	軽油	車両	千ℓ	37	36	97	0.3
	灯油	施設	千ℓ	15	15	39	0.1
	重油	施設	千ℓ	265	266	730	2.1
	LPG	施設	t	24	31	72	0.2
	LPG	車両	t	0	0	0	0.0
	天然ガス (LNGを 除く)	車両	千m ³	0	0	0	0.0
	都市ガス	施設	千m ³	5,567	6,466	11,416	32.1
	電気	施設	千kwh	70,551	15,651	22,877	64.4
自動車排気 ガスに含ま れるメタン (C H ₄) 及び一酸化 二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・ LPG	普通・小型 乗用車	千 km	117		1	0.0
		乗合自動車	千 km	2		0	0.0
		軽自動車	千 km	13		0	0.0
		普通貨物車	千 km	2		0	0.0
		小型貨物車	千 km	60		1	0.0
		軽貨物車	千 km	855		5	0.0
		特殊用途車	千 km	23		0	0.0
	軽油	小型貨物車	千 km	39		0	0.0
		特殊用途車	千 km	84		1	0.0
カーエアコンの使用によるハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) の流出 (年間)			台	312		4	0.0
合計						35,529	

発行・改訂履歴

版数	年 月 日	内 容
第1版	平成24年10月1日	発行
第2版	平成25年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの見直しに必要な情報の修正 (2-10) ・学校等における環境法令調査手法の追加 (3-6) ・シンボルマークの活用の追加 (6-5) ・文書・記録等一覧の修正 (別表1)
第3版	平成25年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実績データの一部修正 (4-2) (別表2) ・文書・記録等一覧の修正 (別表1)
第4版	平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境目標等の修正 (2-1)
第5版	平成27年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・法令名、文言の修正 (1-1) ・対象温室効果ガスの修正 (1-2) ・世田谷区役所地球温暖化対策実行計画 (第4期計画) 策定に伴う内容の修正 (2-1, 4-2) ・その他、様式の変更等に伴う所要の規定の整備
第6版	平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・対象温室効果ガスの修正 (1-2) ・組織改正等による所要の規定の整備 ・調査手法の変更等に伴う所要の規定の整備
第7版	平成30年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区役所地球温暖化対策実行計画 (第5期計画) 策定に伴う内容の修正 (2-1, 4-2) ・環境配慮行動研修を環境マネージャー・サブマネージャー等事務説明会に包含することに伴う内容の修正 (2-4) ・第三者評価の改善提案を受けて、是正措置、予防措置を改善対応に改正 (2-7) ・「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」改定に伴う内容の修正 (4-1) ・一部様式の削除、名称変更、日付記入欄の元号削除 ・その他、軽微な文言修正
第8版	令和3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネージャーの定義の修正 (1-3, 4-2) ・その他、軽微な文言修正

第9版	令和3年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区環境共生推進会議の廃止及び世田谷区気候危機対策会議の設置に伴う内容の修正 ・その他、軽微な文言修正
第10版	令和4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う内容の修正（1-3） ・世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第5期計画）延長に伴う内容の修正（2-1, 4-2） ・その他、軽微な文言修正
第11版	令和5年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う根拠となる条文の修正 ・「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」改定に伴う内容の修正（1-1, 4-1） ・環境監査について、第三者評価を実施する年については、第三者評価で代替することを追加（2-8） ・優良取り組み事例の選出に第三者評価の結果を追加（6-4） ・その他、軽微な文言修正
第12版	令和6年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」策定に伴う内容の修正（1-1, 2-1, 4-2, 別表2） ・「公共施設省エネ・再エネ指針」「世田谷区公共建築物ZEB指針」策定に伴う内容の修正（4-3）
第13版	令和8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う内容の修正（1-3） ・「認定管理統括事業者」の認定に伴う内容の修正（1-3） ・学校等における運用の整備（第3章, 3-1, 3-2, 3-6） ・「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」改定に伴う内容の修正（2-1, 4-2, 別表2） ・その他、軽微な文言修正